役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

一般財団法人安藤百福芸術文化振興財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第１章　総則

（目的）

第１条　　本規程は役員等に対する報酬等の支払いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　　本規程において、次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。

（２）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんは問わない。

（３）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当及び旅費等の経費をいう。

第２章　役員等の報酬について

（報酬等の支給）

第３条　　役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２ 常勤役員に対する報酬の総額は 2,000 万円以内とし、１名あたりの報酬は１,000 万円以内とする。

３ 常勤理事に対する報酬額は、前項の範囲内で、理事会の決議を経て定める。

４ 常勤監事に対する報酬額は、評議員会の決議又は監事の協議により定める。

５ 職員兼務役員の職員としての業務に対する報酬は、前項の役員としての報酬には含まれないものとする。

６ 役員等には、役員賞与は支給しない。

（費用）

第４条　　役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

２ 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

（退職慰労金）

第５条　　役員等には、退職慰労金は支給しない。ただし、退任の役員等には、記念品を贈呈することができる。

第３章　役員等の会議手当について

（支給対象）

第６条　　定款第 17 条および第 35 条に基づき、理事会、評議員会に出席した役員等には会議手当を支給することができる。

（支給金額）

第７条　　会議手当の金額は、別に定める基準に従い、出席の都度、1 名あたり 15 万円に源泉徴収税額を加えた額を上限として支給することができる。

（支給方法）

第８条　　前条で決定された金額は、出席の都度、源泉徴収税額を控除して、現金又は銀行振込により支給する。

第４章　規程の変更

（改定）

第９条　本規程の改定は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

本規程は、一般財団法人安藤百福芸術文化振興財団の設立の登記の日から施行する。